

割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号） 新旧対照条文

（新旧対照条文一覧）

（本則）

○ 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号） 1

（附則）

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号） 44

割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）
 ○割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）

新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>割賦販売法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 割賦販売</p> <p>第一節 総則（第三条―第八条）</p> <p>第二節 割賦販売の標準条件（第九条・第十条）</p> <p>第三節 前払式割賦販売（第十一条―第二十九条）</p> <p>第二章の二 ローン提携販売（第二十九条の二―第二十九条の四）</p> <p>第三章 信用購入あつせん</p> <p>第一節 包括信用購入あつせん</p> <p>第一款 業務（第三十条―第三十条の六）</p> <p>第二款 包括信用購入あつせん業者の登録等（第三十一条―第三十五条の三）</p> <p>第二節 個別信用購入あつせん</p> <p>第一款 業務（第三十五条の三の二―第三十五条の三の十二）</p> <p>第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等（第三十五条の三の二十三―第三十五条の三の三十五）</p> <p>第三節 指定信用情報機関</p>	<p>割賦販売法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 割賦販売</p> <p>第一節 総則（第三条―第八条）</p> <p>第二節 割賦販売の標準条件（第九条・第十条）</p> <p>第三節 前払式割賦販売（第十一条―第二十九条）</p> <p>第二章の二 ローン提携販売（第二十九条の二―第二十九条の四）</p> <p>第三章 信用購入あつせん</p> <p>第一節 包括信用購入あつせん</p> <p>第一款 業務（第三十条―第三十条の六）</p> <p>第二款 包括信用購入あつせん業者の登録等（第三十一条―第三十五条の三）</p> <p>第二節 個別信用購入あつせん</p> <p>第一款 業務（第三十五条の三の二―第三十五条の三の十二）</p> <p>第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等（第三十五条の三の二十三―第三十五条の三の三十五）</p> <p>第三節 指定信用情報機関</p>

第一款 通則(第三十五条の三の三十六―第三十五条の三の三十九)

第二款 業務(第三十五条の三の四十―第三十五条の三の四十九)

第三款 監督(第三十五条の三の五十―第三十五条の三の五十五)

第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者(第三十五条の三の五十六―第三十五条の三の五十九)

第四節 適用除外(第三十五条の三の六十)

第三章の二 前払式特定取引(第三十五条の三の六十一・第三十五条の三の六十二)

第三章の三 指定受託機関(第三十五条の四―第三十五条の十五)

第三章の四 クレジットカード番号等の適切な管理等

第一節 クレジットカード番号等の適切な管理(第三十五条の十六・第三十五条の十七)

第二節 クレジットカード番号等取扱契約(第三十五条の十七の二―第三十五条の十七の十五)

第三章の五 認定割賦販売協会(第三十五条の十八―第三十五条の二十四)

第四章 雑則(第三十六条―第四十八条)

第五章 罰則(第四十九条―第五十五条の三)

附則

第一款 通則(第三十五条の三の三十六―第三十五条の三の三十九)

第二款 業務(第三十五条の三の四十―第三十五条の三の四十九)

第三款 監督(第三十五条の三の五十―第三十五条の三の五十五)

第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者(第三十五条の三の五十六―第三十五条の三の五十九)

第四節 適用除外(第三十五条の三の六十)

第三章の二 前払式特定取引(第三十五条の三の六十一・第三十五条の三の六十二)

第三章の三 指定受託機関(第三十五条の四―第三十五条の十五)

第三章の四 クレジットカード番号等の適切な管理等(第三十五条の十六・第三十五条の十七)

(新設)

(新設)

第三章の五 認定割賦販売協会(第三十五条の十八―第三十五条の二十四)

第四章 雑則(第三十六条―第四十八条)

第五章 罰則(第四十九条―第五十五条の三)

附則

第一章 総則

(目的及び運用上の配慮)

第一条 この法律は、割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

2 (略)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「包括信用購入あつせん」とは、次に掲げるものをいう。

一 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この項及び次項、第三十条から第三十条の二の三まで、第三十四条並びに第三十五条の三並びに第三十五条の十六において「カード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この項、第三十条から第三十条の二の三まで、第三十条の五の二、第三十条の五の三、第三十条の六において準用する第四条の二、

第一章 総則

(目的及び運用上の配慮)

第一条 この法律は、割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

2 (略)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「包括信用購入あつせん」とは、次に掲げるものをいう。

一 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この項及び次項、第三十条から第三十条の二の三まで、第三十四条並びに第三十五条の十六において「カード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この項、第三十条から第三十条の二の三まで、第三十条の五の二、第三十条の五の三、第三十条の六において準用する第四条の二、第三十三条の二)

第三十三条の二、第三十四条の二、第三十五条の三の四十三、第三十五条の三の四十六、第三十五条の三の五十七、第三十五条の三の五十九、第三十五条の十六、第三十五条の十七の二、第三十五条の十七の八、第三十五条の十七の十五、第四十一条及び第四十一条の二において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供者から役務の提供を受けるときは、当該販売業者又は当該役務提供者業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供者以外を通過した当該販売業者又は当該役務提供者への交付を含む。）をするとともに、当該利用者から当該代金又は当該対価に相当する額をあらかじめ定められた時期までに受領すること（当該利用者が当該販売業者から商品若しくは権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く。）。

二 (略)
456 (略)

第二章 割賦販売

第一節 (略)

第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）第三十四条の二、第三十五条の三の四十三、第三十五条の三の四十六、第三十五条の三の五十七、第三十五条の三の五十九、第三十五条の十六、第四十一条及び第四十一条の二において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供者から役務の提供を受けるときは、当該販売業者又は当該役務提供者業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供者以外を通過した当該販売業者又は当該役務提供者への交付を含む。）をするとともに、当該利用者から当該代金又は当該対価に相当する額をあらかじめ定められた時期までに受領すること（当該利用者が当該販売業者から商品若しくは権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く。）。

二 (略)
456 (略)

第二章 割賦販売

第一節 (略)

第二節 (略)

第三節 前払式割賦販売

第十一条～第十四条 (略)

(許可の基準)

第十五条 経済産業大臣は、第十一条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の許可をしてはならない。

一～七 (略)

八 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

第十六条～第二十九条 (略)

第二章の二 (略)

第三章 信用購入あつせん

第一節 包括信用購入あつせん

第一款 業務

第二節 (略)

第三節 前払式割賦販売

第十一条～第十四条 (略)

(許可の基準)

第十五条 経済産業大臣は、第十一条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の許可をしてはならない。

一～七 (略)

八 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

第十六条～第二十九条 (略)

第二章の二 (略)

第三章 信用購入あつせん

第一節 包括信用購入あつせん

第一款 業務

第三十条（第三十条の二の二）（略）

（書面の交付等）

第三十条の二の三（略）

2・3（略）

4 包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者（特定の包括信用購入あつせん業者のために、利用者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、自己の名をもつて当該販売業者又は当該役務提供事業者に包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をすること（以下「包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎ」という。）を業とする者（以下「包括信用購入あつせん関係立替払取次業者」という。）と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者を含む。以下「包括信用購入あつせん関係販売業者」という。）又は役務提供事業者（包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した役務提供事業者を含む。以下「包括信用購入あつせん関係役務提供事業者」という。）は、包括信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約又は包括信用購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する契約を締結したときは、遅滞なく、経済産

第三十条（第三十条の二の二）（略）

（書面の交付）

第三十条の二の三（略）

2・3（略）

4 包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者（特定の包括信用購入あつせん業者のために、利用者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、自己の名をもつて当該販売業者又は当該役務提供事業者に包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をすること（以下「包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎ」という。）を業とする者（以下「包括信用購入あつせん関係立替払取次業者」という。）と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者を含む。以下「包括信用購入あつせん関係販売業者」という。）又は役務提供事業者（包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した役務提供事業者を含む。以下「包括信用購入あつせん関係役務提供事業者」という。）は、包括信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約又は包括信用購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する契約を締結したときは、遅滞なく、経済産

業省令・内閣府令で定めるところにより、当該契約に関する次の事項に係る情報を購入者又は役務の提供を受ける者に提供しなければならぬ。

一 (略)

二 契約の締結時において商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供をしないときは、当該商品の引渡時期若しくは当該権利の移転時期又は当該役務の提供時期

三 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

四 (略)

5 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者は、前項に規定する契約の締結時において購入者又は役務の提供を受ける者から同項各号の事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。

第三十条の二の四(第三十条の五の三) (略)

(準用規定)

第三十条の六 第四条の二の規定は、包括信用購入あつせん業者に準用する。この場合において、同条中「第三条第二項若しくは第三項又は前条各項」とあるのは、「第三十条第一項若しくは第二項又は第三十条の二の三第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

業省令・内閣府令で定めるところにより、当該契約に関する次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならぬ。

一 (略)

二 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

三 契約の解除に関する事項

四 (略)

(新設)

第三十条の二の四(第三十条の五の三) (略)

(準用規定)

第三十条の六 第四条の二の規定は、包括信用購入あつせん業者、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に準用する。この場合において、同条中「第三条第二項若しくは第三項又は前条各項」とあるのは、「第三十条第一項若しくは第二項又は第三十条の二の三各項」と読み替えるものとする。

第二款 包括信用購入あつせん業者の登録等

第三十一条 (略)

(登録の申請)

第三十二条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 本店その他の営業所(外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所その他の営業所)の名称及び所在地
- 三 (略)

四 役員(業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として経済産業省令で定めるものを含む。以下この節、次節及び第三章の四第二節において同じ。)の氏名

2・3 (略)

第三十三条 (略)

(登録の拒否)

第三十三条の二 経済産業大臣は、第三十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、

第二款 包括信用購入あつせん業者の登録等

第三十一条 (略)

(登録の申請)

第三十二条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 本店その他の営業所の名称及び所在地
- 三 (略)

四 役員(業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として経済産業省令で定めるものを含む。以下この節及び次節において同じ。)の氏名

2・3 (略)

第三十三条 (略)

(登録の拒否)

第三十三条の二 経済産業大臣は、第三十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、

その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 外国法人である場合には、国内に営業所を有しない者

三 六 (略)

七 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ ホ (略)

八 九 (略)

十一 第三十条の二第一項本文に規定する調査、第三十五条の

十六第一項及び第三項に規定する措置その他この法律に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制その他の包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める体制が整備されていると認められない法人

2 (略)

(変更の届出)

第三十三条の三 登録包括信用購入あつせん業者は、第三十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があつた事項を包括信用購入あつせん業者登録簿に登録しなければならない。

その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

(新設)

二 五 (略)

六 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ ホ (略)

七 九 (略)

十 第三十条の二第一項本文に規定する調査、第三十五条の十六第一項及び第四項に規定する措置その他この法律に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制その他の包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める体制が整備されていると認められない法人

2 (略)

(変更登録の申請)

第三十三条の三 登録包括信用購入あつせん業者は、第三十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その変更に係る事項を記載した変更登録の申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

3| 第三十二条第二項の規定は、第一項の規定による変更の届出をする場合に準用する。

第三十三条の四 (略)

(改善命令)

第三十三条の五 経済産業大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が第三十三条の二第一項第十一号の規定に該当することとなつたと認めるときは、その必要の限度において、当該登録包括信用購入あつせん業者に対し、包括信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(カード等の交付等の禁止)

第三十四条 経済産業大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が第三十三条の二第一項第四号の規定に該当することとなつた場合において、当該登録包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者（当該登録包括信用購入あつせん業者のために包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎを行う包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者を含む。第三十五条の二第一項において同じ。）又は役務提供者（当該登録包括信用購入あつせん業者のために包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎを行う包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎと包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎ

2| 第十五条第二項及び第三項、第三十二条第二項、第三十三条並びに前条第一項の規定は、前項の規定による変更登録の申請に準用する。

第三十三条の四 (略)

(改善命令)

第三十三条の五 経済産業大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が第三十三条の二第一項第十号の規定に該当することとなつたと認めるときは、その必要の限度において、当該登録包括信用購入あつせん業者に対し、包括信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(カード等の交付等の禁止)

第三十四条 経済産業大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が第三十三条の二第一項第三号の規定に該当することとなつた場合において、当該登録包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者（当該登録包括信用購入あつせん業者のために包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎを行う包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者を含む。第三十五条及び第三十五条の三において準用する第二十一条第一項において同じ。）又は役務提供者（当該登録包括信用購入あつせん業者のために包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎを行う包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎ

に係る契約を締結した役務提供事業者を含む。第三十五条の二第一項において同じ。）の保護のため必要があると認めるときは、当該登録包括信用購入あつせん業者に対し、カード等を交付し又は付与してはならない旨を命ずることができる。

2 (略)

(登録の取消し)

第三十四条の二 経済産業大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならぬ。

一 第三十三条の二第一項第二号、第三号又は第六号から第十号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二 四 (略)

2 経済産業大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 (略)

二 第三十三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(削る)

(削る)

者と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した役務提供事業者を含む。第三十五条及び第三十五条の三において準用する第二十一条第一項において同じ。）の保護のため必要があると認めるときは、当該登録包括信用購入あつせん業者に対し、カード等を交付し又は付与してはならない旨を命ずることができる。

2 (略)

(登録の取消し)

第三十四条の二 経済産業大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならぬ。

一 第三十三条の二第一項第二号又は第五号から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二 四 (略)

2 経済産業大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 (略)

二 第三十三条の三第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

三 第三十五条の三において準用する第十六条第三項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して営業を開始したとき。

四 第三十五条の三において準用する第二十二条第一項の規定による供託をしないとき。

355 (略)

(登録の消除)

第三十四条の三 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、包括信用購入あつせん業者登録簿につき、その登録包括信用購入あつせん業者に関する登録を消除しなければならない。

- 一 前条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。
- 二 第三十五条の規定による届出があつたときその他包括信用購入あつせんの営業を廃止したことが判明したとき。

2 前条第五項の規定は、前項第二号の規定により登録を消除した場合に準用する。

(処分の公示)

第三十四条の四 経済産業大臣は、第三十四条第一項の規定による命令をし、若しくは同条第二項において準用する第二十条第二項の規定によりこれを取り消したとき、第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したとき、又は前条第一項第二号の規定により登録を消除したときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(廃止の届出)

第三十五条 登録包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あ

355 (略)

(登録の消除)

第三十四条の三 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、包括信用購入あつせん業者登録簿につき、その登録包括信用購入あつせん業者に関する登録を消除しなければならない。

- 一 前条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。
- 二 第三十五条の三において準用する第二十六条第一項の規定による届出があつたときその他包括信用購入あつせんの営業を廃止したことが判明したとき。

2 前条第三項の規定は、前項第二号の規定により登録を消除した場合に準用する。

(新設)

(販売業者等の契約の解除)

第三十五条 登録包括信用購入あつせん業者が第三十四条第一項

つせんの営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(販売業者等の契約の解除)

第三十五条の二 登録包括信用購入あつせん業者が第三十四条第一項の規定による命令を受け、第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第三十四条の三第一項第二号の規定により登録を消除されたときは、当該登録包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者は、将来に向かつてその契約を解除することができる。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

(登録の取消し等に伴う取引の結了等)

第三十五条の三 登録包括信用購入あつせん業者が第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消されたとき

の規定による命令を受け、第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は前条第一項第二号の規定により登録を消除されたときは、当該登録包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者は、将来に向かつてその契約を解除することができる。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

(営業保証金の取戻し)

第三十五条の二 第三十四条の三第一項の規定による登録の消除があつたときは、登録包括信用購入あつせん業者であつた者又はその承継人（次条において準用する第二十八条の規定により登録包括信用購入あつせん業者とみなされる者を除く。）は、当該登録包括信用購入あつせん業者であつた者が供託した営業保証金を取り戻すことができる。登録包括信用購入あつせん業者が一部の営業所を廃止した場合において、営業保証金の額が次条において準用する第十七条第一項に規定する額を超えることとなつたときにおけるその超える額についても、同様とする。

2 第二十九条第二項及び第三項の規定は前項前段の、第十八条の二第二項及び第三項の規定は前項後段の規定による営業保証金の取戻しに準用する。

(準用規定)

第三十五条の三 第十六条から第十八条まで、第二十一条、第二十二條第一項及び第三項、第二十二條の二、第二十四條、第二

、又は第三十四条の三第一項第二号の規定により登録が消除されたときは、当該登録包括信用購入あつせん業者であつた者又はその一般承継人は、当該登録包括信用購入あつせん業者が交付し又は付与したカード等に係る取引を結了する目的の範囲内においては、なお登録包括信用購入あつせん業者とみなす。

第二節 個別信用購入あつせん

第一款 業務

第三十五条の三の二（第三十五条の三の十一）（略）

十六条第一項並びに第二十八条の規定は、包括信用購入あつせんを業として営む場合に準用する。この場合において、第十七条第一項及び第十八条第一項中「営業所又は代理店」とあるのは「営業所」と、第二十一条第一項中「前払式割賦販売の契約を締結した者」とあるのは「包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供者事業者」と、第二十四条中「第二十条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第二項において準用する第二十条第二項」と、「又は前条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消したとき」とあるのは「第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したとき、又は第三十四条の三第一項第二号の規定により登録を消除したとき」と、第二十八条中「第二十三条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十四条の二第一項若しくは第二項」と、「第二十五条の規定により許可が効力を失つたとき」とあるのは「第三十四条の三第一項第二号の規定により登録が消除されたとき」と、「締結した前払式割賦販売の契約に基づく取引」とあるのは「交付し又は付与した第二条第三項第一号に規定するカード等に係る取引」と読み替えるものとする。

第二節 個別信用購入あつせん

第一款 業務

第三十五条の三の二（第三十五条の三の十一）（略）

(通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等)

第三十五条の三の十二、第三十五条の三の十第一項各号に掲げる場合において、当該各号に定める者(以下この条において「申込者等」という。)は、当該各号の個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約であつて特定商取引に関する法律第九条の二第一項各号又は第二十四条の二第一項各号に掲げる契約に該当するもの(以下この条において「特定契約」という。)に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、申込者等に当該特定契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 個別信用購入あつせん業者は、申込みの撤回等があつた場合には、既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者事業者への交付をしたときにおいても、申込者等に対し、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供者事業者に対して交付をした当該商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額その他当該個別信用購入あつせんにより得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。ただし、申込みの撤回等があつた時前に特定商取引に関する法律第九条第一項、第九条の二第一項、第二十四条第

(通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等)

第三十五条の三の十二、第三十五条の三の十第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合において、当該各号に定める者(以下この条において「申込者等」という。)は、当該各号の個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約であつて特定商取引に関する法律第九条の二第一項各号に掲げる契約に該当するもの(以下この条において「特定契約」という。)に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、申込者等に当該特定契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 個別信用購入あつせん業者は、申込みの撤回等があつた場合には、既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者事業者への交付をしたときにおいても、申込者等に対し、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供者事業者に対して交付をした当該商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額その他当該個別信用購入あつせんにより得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。ただし、申込みの撤回等があつた時前に特定商取引に関する法律第九条第一項又は第九条の二第一項の規定により

一項又は第二十四条の二第一項の規定により当該特定契約の申込みが撤回され、又は当該特定契約が解除された場合は、この限りでない。

5 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役員提供事業者は、申込みの撤回等があつた場合において、個別信用購入あつせん業者から既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の交付を受けたときは、当該個別信用購入あつせん業者に対し、当該交付を受けた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。ただし、申込みの撤回等があつた時前に特定商取引に関する法律第九条第一項、第九条の二第一項、第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項の規定により当該特定契約の申込みが撤回され、又は当該特定契約が解除された場合は、この限りでない。

6 (略)

7 申込みの撤回等があつた時以後、特定商取引に関する法律第九条第一項、第九条の二第一項、第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項の規定により当該特定契約の申込みが撤回され又は当該特定契約が解除された場合においては、同法第九条第六項（同法第九条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第二十四条第六項（同法第二十四条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第九条第六項及び第二十四条第六項中「金銭」とあるのは、「金銭（割賦販売法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あつせん業者から交付されたものを除く。）とする。」とする。

8 (略)

当該特定契約の申込みが撤回され、又は当該特定契約が解除された場合は、この限りでない。

5 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役員提供事業者は、申込みの撤回等があつた場合において、個別信用購入あつせん業者から既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の交付を受けたときは、当該個別信用購入あつせん業者に対し、当該交付を受けた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。ただし、申込みの撤回等があつた時前に特定商取引に関する法律第九条第一項又は第九条の二第一項の規定により当該特定契約の申込みが撤回され、又は当該特定契約が解除された場合は、この限りでない。

6 (略)

7 申込みの撤回等があつた時以後、特定商取引に関する法律第九条第一項又は第九条の二第一項の規定により当該特定契約の申込みが撤回され又は当該特定契約が解除された場合においては、同法第九条第六項（同法第九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第九条第六項中「金銭」とあるのは、「金銭（割賦販売法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あつせん業者から交付されたものを除く。）とする。」とする。

8 (略)

(個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第三十五条の三の十三 (略)

2と6 (略)

7 第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間行わないときは、時効によつて消滅する。当該個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

第三十五条の三の十四と第三十五条の三の二十二 (略)

第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等

第三十五条の三の二十三と第三十五条の三の二十五 (略)

(登録の拒否)

第三十五条の三の二十六 経済産業大臣は、第三十五条の三の二十四第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一と四 (略)

五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロとホ (略)

(個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第三十五条の三の十三 (略)

2と6 (略)

7 第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から六月間行わないときは、時効によつて消滅する。当該個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

第三十五条の三の十四と第三十五条の三の二十二 (略)

第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等

第三十五条の三の二十三と第三十五条の三の二十五 (略)

(登録の拒否)

第三十五条の三の二十六 経済産業大臣は、第三十五条の三の二十四第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一と四 (略)

五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産者で復権を得ないもの

ロとホ (略)

六〇九 (略)

2 (略)

第三十五条の三の二十七 (略)

(変更の届出)

第三十五条の三の二十八 登録個別信用購入あつせん業者は、第三十五条の三の二十四第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があつた事項を個別信用購入あつせん業者登録簿に登録しなければならない。

3 第三十五条の三の二十四第二項の規定は、第一項の規定による変更の届出をする場合に準用する。

第三十五条の三の二十九〜第三十五条の三の三十一 (略)

(登録の取消し等)

第三十五条の三の三十二 (略)

2 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、個別信用購入あつせんに係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

六〇九 (略)

2 (略)

第三十五条の三の二十七 (略)

(変更登録の申請)

第三十五条の三の二十八 登録個別信用購入あつせん業者は、第三十五条の三の二十四第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その変更に係る事項を記載した変更登録の申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

2 第十五条第三項、第三十五条の三の二十四第二項、第三十五条の三の二十五及び第三十五条の三の二十六第一項の規定は、前項の規定による変更登録の申請に準用する。

第三十五条の三の二十九〜第三十五条の三の三十一 (略)

(登録の取消し等)

第三十五条の三の三十二 (略)

2 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、個別信用購入あつせんに係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 第三十五条の三の二十八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

3～5 (略)

(登録の消除)

第三十五条の三の三十三 (略)

2 前条第五項の規定は、前項第一号又は第三号の規定により登録を消除した場合に準用する。

第三十五条の三の三十四・第三十五条の三の三十五 (略)

第三節 指定信用情報機関

第一款 通則

(特定信用情報提供等業務を行う者の指定)

第三十五条の三の三十六 経済産業大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより特定信用情報提供等業務(特定信用情報の収集及び包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者に対する特定信用情報の提供を行う業務をいう。以下同じ。)を行う者として、指定することができる。

一～三 (略)

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執

一・二 (略)

三 第三十五条の三の二十八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

3～5 (略)

(登録の消除)

第三十五条の三の三十三 (略)

2 前条第三項の規定は、前項第一号又は第三号の規定により登録を消除した場合に準用する。

第三十五条の三の三十四・第三十五条の三の三十五 (略)

第三節 指定信用情報機関

第一款 通則

(特定信用情報提供等業務を行う者の指定)

第三十五条の三の三十六 経済産業大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより特定信用情報提供等業務(特定信用情報の収集及び包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者に対する特定信用情報の提供を行う業務をいう。以下同じ。)を行う者として、指定することができる。

一～三 (略)

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執

行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行ふべき社員を含む。）、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この款及び第三款において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ（略）

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ〜ヘ（略）

五〜七（略）

2（略）

第三十五条の三の三十七〜第三十五条の三の三十九（略）

第二款（略）

第三款（略）

第四款（略）

第四節（略）

第三章の二（略）

第三章の三 指定受託機関

第三十五条の四（略）

行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行ふべき社員を含む。）、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この款及び第三款において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ（略）

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ〜ヘ（略）

五〜七（略）

2（略）

第三十五条の三の三十七〜第三十五条の三の三十九（略）

第二款（略）

第三款（略）

第四款（略）

第四節（略）

第三章の二（略）

第三章の三 指定受託機関

第三十五条の四（略）

(指定の基準)

第三十五条の五 経済産業大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一〜六 (略)

七 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ・ハ (略)

第三十五条の六 第三十五条の十五 (略)

第三章の四 クレジットカード番号等の適切な管理等

第一節 クレジットカード番号等の適切な管理

(クレジットカード番号等の適切な管理)

第三十五条の十六 クレジットカード番号等取扱業者(次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。)は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等(包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする者(以下「クレジットカード等購入あつせん業者」という。))が、その業務上利用者に付与する第二条第三項第一号の番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(指定の基準)

第三十五条の五 経済産業大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一〜六 (略)

七 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ・ハ (略)

第三十五条の六 第三十五条の十五 (略)

第三章の四 クレジットカード番号等の適切な管理等

(新設)

(クレジットカード番号等の適切な管理)

第三十五条の十六 包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする者(以下「クレジットカード等購入あつせん業者」という。)は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等(クレジットカード等購入あつせん業者が、その業務上利用者に付与する第二条第三項第一号の番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

一 クレジットカード等購入あつせん業者

二 特定のクレジットカード等購入あつせん業者のために、利用者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、自己の名をもつて当該販売業者又は当該役務提供事業者に包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせん（次号及び第三十五条の十七の二において「クレジットカード等購入あつせん」という。）に係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をすることを業とする者（次条及び第三十五条の十八第一項において「立替払取次業者」という。）

三 クレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する販売業者（以下「クレジットカード等購入あつせん関係販売業者」という。）又はクレジットカード等購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する役務提供事業者（以下「クレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者」という。）

2 前項の「二月払購入あつせん」とは、カード等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の

（新設）

（新設）

2 この章において「二月払購入あつせん」とは、カード等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当

交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をするとともに、当該利用者から当該代金又は当該対価に相当する額を、当該利用者が当該販売業者から商品若しくは権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することをいう。

（削る）

3| クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号

等取扱受託業者（当該クレジットカード番号等取扱業者からクレジットカード番号等の取扱いの全部若しくは一部の委託を受けた第三者又は当該第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者をいう。以下同じ。）の取り扱うクレ

する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をするとともに、当該利用者から当該代金又は当該対価に相当する額を、当該利用者が当該販売業者から商品若しくは権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することをいう。

3| 特定のクレジットカード等購入あつせん業者のために、利用

者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、自己の名をもつて当該販売業者又は当該役務提供事業者に包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせんに係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をすること（以下「立替払取次ぎ」という。）を業とする者（以下「立替払取次業者」という。）は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又はき損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4| クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者は

、クレジットカード番号等保有業者（次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）の取り扱うクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、経済産業省令で定める基準に従い、クレジットカード番号等保有業者に対する必要な指導

ジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、経済産業省令で定める基準に従い、クレジットカード番号等取扱受託業者に対する必要な指導その他の措置を講じなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(改善命令)

第三十五条の十七 経済産業大臣は、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者が講ずる前条第一項又は第三項に規定する措置がそれぞれ同条第一項又は第三項に規定する基準に適合していないと認めるときは、その必要の限度において、当該クレジットカード等購入あつせん業者又は当該立替払取次業者に対し、当該措置に係る業務の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二節 クレジットカード番号等取扱契約

(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録)

その他の措置を講じなければならない。

一 クレジットカード等購入あつせん業者と包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者

二 立替払取次業者と立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者

三 クレジットカード等購入あつせん業者若しくは立替払取次業者若しくは前二号に掲げる販売業者若しくは役務提供事業者からクレジットカード番号等の取扱いの全部若しくは一部の委託を受けた第三者又は当該第三者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者

(改善命令)

第三十五条の十七 経済産業大臣は、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者が講ずる前条第一項、第三項又は第四項に規定する措置がそれぞれ同条第一項、第三項又は第四項に規定する基準に適合していないと認めるときは、その必要の限度において、当該クレジットカード等購入あつせん業者又は当該立替払取次業者に対し、当該措置に係る業務の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(新設)

第三十五条の十七の二 次の各号のいずれかに該当する者は、経

済産業省に備えるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者
登録簿に登録を受けなければならない。

一 クレジットカード等購入あつせんに係る販売又は提供の方
法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供しよう
とする販売業者又は役務提供者に対して、自ら利用者に
付与するクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契
約を当該販売業者又は当該役務提供者との間で締結する
ことを業とするクレジットカード等購入あつせん業者

二 特定のクレジットカード等購入あつせん業者のために、ク
レジットカード等購入あつせんに係る販売又は提供の方法に
より商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供しようとし
る販売業者又は役務提供者に対して、当該クレジットカー
ド等購入あつせん業者が利用者に付与するクレジットカー
ド番号等を取り扱うことを認める契約を当該販売業者又は当
該役務提供者との間で締結することを業とする者

(登録の申請)

第三十五条の十七の三 前条の登録を受けようとする者は、次の
事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない
い。

一 名称

二 本店その他の営業所（外国法人にあつては、本店及び国内
における主たる営業所その他の営業所）の名称及び所在地

三 役員の氏名

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他経済産業省

(新設)

(新設)

令で定める書類を添付しなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、登記事項証明書の添付を省略することができる。

3 前項の場合において、定款が電磁的記録で作られているときは、書面に代えて電磁的記録（経済産業省令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（登録及びその通知）

第三十五条の十七の四 経済産業大臣は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項及び登録年月日をクレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録簿に登録しなければならない。

2 経済産業大臣は、第三十五条の十七の二の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第三十五条の十七の五 経済産業大臣は、第三十五条の十七の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者

二 外国法人である場合には、国内に営業所を有しない者

三 第三十五条の十七の十一第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

（新設）

（新設）

- 四| この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人
- 五| 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人
- イ| 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ| 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ハ| この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ| クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（第三十五条の十七の二の登録を受けた者をいう。以下同じ。）が第三十五条の十七の十一第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にそのクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から五年を経過しないもの
- ホ| 暴力団員等
- 六| 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
- 七| 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人
- 八| クレジットカード番号等取扱契約（第三十五条の十七の二各号に規定する契約をいう。以下同じ。）の締結に係る業務

及び第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査の適確な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める体制が整備されていると認められない法人

2 第十五条第三項の規定は、第三十五条の十七の三第一項の規定による登録の申請があつた場合に準用する。

(変更の届出)

第三十五条の十七の六 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、第三十五条の十七の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があつた事項をクレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録簿に登録しなければならない。

3 第三十五条の十七の三第二項の規定は、第一項の規定による変更の届出をする場合に準用する。

(登録簿の閲覧)

第三十五条の十七の七 経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等)

第三十五条の十七の八 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする場合には、その契約の締結に先立つて、経済産業省令で定める

(新設)

(新設)

(新設)

購入あつせん関係役務提供事業者が講ずる第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、クレジットカード番号等取扱契約の解除その他の経済産業省令で定める必要な措置を講じなければならぬ。

5| クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第一項及び第三項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(業務の運営に関する措置)

第三十五条の十七の九 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、経済産業省令で定めるところにより、そのクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務に関して取得したクレジットカード番号等に関する情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(改善命令)

第三十五条の十七の十 経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が第三十五条の十七の五第一項第八号の規定に該当することとなつたと認めるとき、又は前二条の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し、クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(新設)

(新設)

(登録の取消)

第三十五条の十七の十一 経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第三十五条の十七の五第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三十五条の十七の二の登録を受けたとき。

2 経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前条の規定による命令に違反したとき。

二 第三十五条の十七の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

3 経済産業大臣は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者であつた者に通知しなければならない。

(登録の消除)

第三十五条の十七の十二 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録簿につき、そのクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に関する登録を消除しなければならない。

一 前条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき

(新設)

(新設)

- 二 第三十五条の十七の十四の規定による届出があつたときその他クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務を廃止したことが判明したとき。
- 2 前条第三項の規定は、前項第二号の規定により登録を消除した場合に準用する。

(処分の公示)

第三十五条の十七の十三 経済産業大臣は、第三十五条の十七の十一第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したとき又は前条第一項第二号の規定により登録を消除したときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(廃止の届出)

第三十五条の十七の十四 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(クレジットカード番号等の不正な利用の防止)

第三十五条の十七の十五 クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係業務提供者は、経済産業省令で定める基準に従い、利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第三章の五 認定割賦販売協会

(認定割賦販売協会の認定及び業務)

第三十五条の十八 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、割賦販売業者、ローン提携販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、クレジットカード等購入あつせん業者(包括信用購入あつせん業者を除く。)、立替払取次業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者(以下この章において「割賦販売業者等」と総称する。)が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務(以下「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 四 (略)

2 前項の規定により認定された一般社団法人(以下「認定割賦販売協会」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 割賦販売等に係る取引の公正の確保及びクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な規則の制定

二 六 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、クレジットカード番号等の適切な管理等に資する業務

第三十五条の十九 (略)

(認定割賦販売協会への報告)

第三十五条の二十 会員である包括信用購入あつせん業者又は個

第三章の五 認定割賦販売協会

(認定割賦販売協会の認定及び業務)

第三十五条の十八 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、割賦販売業者、ローン提携販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、クレジットカード等購入あつせん業者(包括信用購入あつせん業者を除く。第四十条及び第四十一条において同じ。)又は立替払取次業者(以下この章において「割賦販売業者等」と総称する。)が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務(以下「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 四 (略)

2 前項の規定により認定された一般社団法人(以下「認定割賦販売協会」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 割賦販売等に係る取引の公正の確保及びクレジットカード番号等の適切な管理を図るために必要な規則の制定

二 六 (略)

(新設)

第三十五条の十九 (略)

(認定割賦販売協会への報告)

第三十五条の二十 会員(包括信用購入あつせん業者及び個別信

別信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者（会員である包括信用購入あつせん業者又は会員である包括信用購入あつせん業者のために包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎを行う包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん又は包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した者に限る。以下この条において「包括信用購入あつせん関係販売業者等」という。）又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者（会員である個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した者に限る。以下この条において「個別信用購入あつせん関係販売業者等」という。）が行つた利用者等の保護に欠ける行為に関する情報その他利用者等の利益を保護するために必要な包括信用購入あつせん関係販売業者等又は個別信用購入あつせん関係販売業者等に係る情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、これを認定割賦販売協会に報告しなければならない。

2 | 会員であるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、そのクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者が行つたクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為に関する情報その他クレジットカード番号等の適切な管理等のために必要な情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、これを認定割賦販売協会に報告しなければならない。

用購入あつせん業者に限る。以下この条及び次条において同じ。）」は、包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者（会員である包括信用購入あつせん業者又は会員である包括信用購入あつせん業者のために包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎを行う包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん又は包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した者に限る。以下この条において「包括信用購入あつせん関係販売業者等」という。）又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者（会員である個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した者に限る。以下この条において「個別信用購入あつせん関係販売業者等」という。）が行つた利用者等の保護に欠ける行為に関する情報その他利用者等の利益を保護するために必要な包括信用購入あつせん関係販売業者等又は個別信用購入あつせん関係販売業者等に係る情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、これを認定割賦販売協会に報告しなければならない。

（新設）

(認定割賦販売協会による情報提供)

第三十五条の二十一 認定割賦販売協会は、その保有する前条に規定する情報について会員である包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない。

第三十五条の二十二～第三十五条の二十四 (略)

第四章 雑則

(消費経済審議会及び消費者委員会への諮問)

第三十六条 主務大臣は、第七条、第十一条第一号、第十五条第一項第二号(第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項第三号、第三十五条の三の二十六第一項第二号、第三十五条の三の六十一第一号若しくは第四十条第十項(密接関係者の定めに係るものに限る。)に規定する政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は第九条の割合若しくは期間を定めようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 (略)

第三十七条～第三十九条 (略)

(登録等に関する意見聴取)

(認定割賦販売協会による情報提供)

第三十五条の二十一 認定割賦販売協会は、その保有する前条に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない。

第三十五条の二十二～第三十五条の二十四 (略)

第四章 雑則

(消費経済審議会及び消費者委員会への諮問)

第三十六条 主務大臣は、第七条、第十一条第一号、第十五条第一項第二号(第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項第二号、第三十五条の三の二十六第一項第二号、第三十五条の三の六十一第一号若しくは第四十条第九項(密接関係者の定めに係るものに限る。)に規定する政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は第九条の割合若しくは期間を定めようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 (略)

第三十七条～第三十九条 (略)

(登録等に関する意見聴取)

第三十九条の二 経済産業大臣は、第三十三条第一項の登録をしようとするときは第三十三条の二第一項第七号ホ、第八号又は第九号に該当する事由、第三十三条の三第二項の登録をしようとするときは第三十三条の二第一項第七号ホに該当する事由、第三十五条の三の二十五第一項（第三十五条の三の二十七第二項において準用する場合を含む。）の登録をしようとするときは第三十五条の三の二十六第一項第五号ホ、第六号又は第七号に該当する事由、第三十五条の三の二十八第二項の登録をしようとするときは第三十五条の三の二十六第一項第五号ホに該当する事由、第三十五条の十七の四第一項の登録をしようとするときは第三十五条の十七の五第一項第五号ホ、第六号又は第七号に該当する事由、第三十五条の十七の六第二項の登録をしようとするときは第三十五条の十七の五第一項第五号ホに該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

2 経済産業大臣は、第三十四条の二第一項の規定による登録の取消しをするときは第三十三条の二第一項第七号ホ、第八号又は第九号に該当する事由、第三十五条の三の三十二第一項の規定による登録の取消しをするときは第三十五条の三の二十六第一項第五号ホ、第六号又は第七号に該当する事由、第三十五条の十七の十一第一項の規定による登録の取消しをするときは第三十五条の十七の五第一項第五号ホ、第六号又は第七号に該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

（経済産業大臣への意見）

第三十九条の三 警察庁長官は、登録包括信用購入あつせん業者

第三十九条の二 経済産業大臣は、第三十三条第一項の登録をしようとするときは第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号又は第八号に該当する事由、第三十三条の三第二項において準用する第三十三条第一項の登録をしようとするときは第三十三条の二第一項第六号ホに該当する事由、第三十五条の三の二十五第一項（第三十五条の三の二十七第二項において準用する場合を含む。）の登録をしようとするときは第三十五条の三の二十六第一項第五号ホ、第六号又は第七号に該当する事由、第三十五条の三の二十八第二項において準用する第三十五条の三の二十五第一項の登録をしようとするときは第三十五条の三の二十六第一項第五号ホに該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

2 経済産業大臣は、第三十四条の二第一項の規定による登録の取消しをするときは第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号又は第八号に該当する事由、第三十五条の三の三十二第一項の規定による登録の取消しをするときは第三十五条の三の二十六第一項第五号ホ、第六号又は第七号に該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

（経済産業大臣への意見）

第三十九条の三 警察庁長官は、登録包括信用購入あつせん業者

登録個別信用購入あつせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者について、第三十三条の二第一項第七号ホ、第八号若しくは第九号、第三十五条の三の二十六第一項第五号ホ、第六号若しくは第七号又は第三十五条の十七の五第一項第五号ホ、第六号若しくは第七号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、経済産業大臣が当該登録包括信用購入あつせん業者、当該登録個別信用購入あつせん業者又は当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、経済産業大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三十九条の四 (略)

(報告の徴収)

第四十条 (略)

2 6 (略)

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、クレジットカード番号等取扱業者(包括信用購入あつせん業者を除く。次条第三項において同じ。)(又はクレジットカード番号等取扱受託業者)に対し、クレジットカード番号等の適切な管理等の状況に関し報告をさせることができる。

8 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し、その業務に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

又は登録個別信用購入あつせん業者について、第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号若しくは第八号又は第三十五条の三の二十六第一項第五号ホ、第六号若しくは第七号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、経済産業大臣が当該登録包括信用購入あつせん業者又は当該登録個別信用購入あつせん業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、経済産業大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三十九条の四 (略)

(報告の徴収)

第四十条 (略)

2 6 (略)

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取扱業者)に対し、クレジットカード番号等の安全管理の状況に関し報告をさせることができる。

(新設)

9 | 14 (略)

(立入検査)

第四十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第三十五条の三の六十一の許可を受けた者、指定受託機関、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者又は認定割賦販売協会の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

2 (略)

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱受託業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(クレジットカード番号等の適切な管理等の状況に係るものに限る。)をさせることができる。

4 | 9 (略)

第四十一条の二 (略)

(意見の聴取)

第四十二条 第三十三条の二第一項、第三十五条の三の二十六第一項(第三十五条の三の二十七第二項において準用する場合を含む。)又は第三十五条の十七の五第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

8 | 13 (略)

(立入検査)

第四十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第三十五条の三の六十一の許可を受けた者、指定受託機関又は認定割賦販売協会の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

2 (略)

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(クレジットカード番号等の安全管理の状況に係るものに限る。)をさせることができる。

4 | 9 (略)

第四十一条の二 (略)

(意見の聴取)

第四十二条 第三十三条の二第一項(第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)又は第三十五条の三の二十六第一項(第三十五条の三の二十七第二項及び第三十五条の三の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を

らない。

2・3 (略)

(聴聞の特例)

第四十三条 (略)

2 第二十条第一項(第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)、第二十三条第一項若しくは第二項(第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項若しくは第二項、第三十五条の三の三十二第一項若しくは第二項、第三十五条の三の五十四第一項、第三十五条の十四、第三十五条の十七の十一第一項若しくは第二項又は第三十五条の二十四第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第四十四条～第四十八条 (略)

第五章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五 (略)

六 第三十五条の十七の二の規定に違反してクレジットカード番号等取扱契約の締結を業として行つた者

において予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2・3 (略)

(聴聞の特例)

第四十三条 (略)

2 第二十条第一項(第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)、第二十三条第一項若しくは第二項(第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項若しくは第二項、第三十五条の三の三十二第一項若しくは第二項、第三十五条の三の五十四第一項、第三十五条の十四又は第三十五条の二十四第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第四十四条～第四十八条 (略)

第五章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五 (略)

(新設)

第四十九条の二 クレジットカード番号等取扱業者若しくはクレジットカード番号等取扱受託業者又はこれらの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者が、その業務に関して知り得たクレジットカード番号等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

254 (略)

第五十条5第五十一条の四 (略)

第五十一条の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、指定受託機関、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者又は認定割賦販売協会の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者は、百万円以下の罰金に処する。

一5四 (略)

五 第三十五条の十七の規定による命令に違反したとき。

六 (略)

第五十一条の六 (略)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした許可割賦販売業者、供託委託契約の受託者、指定信用情報機関、第三十五条の三の六十一の許可を受けた者又は指定受託機関の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者

第四十九条の二 クレジットカード等購入あつせん業者、立替払取扱業者若しくはクレジットカード番号等保有業者又はこれらの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者が、その業務に関して知り得たクレジットカード番号等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

254 (略)

第五十条5第五十一条の四 (略)

第五十一条の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、指定受託機関又は認定割賦販売協会の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者は、百万円以下の罰金に処する。

一5四 (略)

(新設)

五 (略)

第五十一条の六 (略)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした許可割賦販売業者、供託委託契約の受託者、登録包括信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第三十五条の三の六十一の許可を受けた者又は指定受託機関の代表者、管理人

は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第三項（第十八条第二項）（第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）又は第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定に違反して前払式割賦販売又は前払式特定取引の営業を開始したとき。

二〇十一（略）

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第三条第二項若しくは第三項、第四条、第二十九条の二第一項若しくは第二項、第二十九条の三、第三十条第一項若しくは第二項、第三十条の二の三第一項から第三項まで若しくは第五項、第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項若しくは第三項の規定に違反して書面を交付しなかつた者

四 第三十条の二の三第四項の規定に違反して情報を提供しなかつた者

五 第三十条の二第四項、第三十五条の三の三第四項、第三十五条の三の五第二項又は第三十五条の十七の八第五項の規定に違反して調査に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又はこれを保存しなかつた者

六 第四十条第一項、第二項、第五項から第七項まで、第九項、第十二項若しくは第十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第三項（第十八条第二項）（第三十五条の三又は第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）（第三十五条の三）又は第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定に違反して前払式割賦販売、包括信用購入あつせん又は前払式特定取引の営業を開始したとき。

二〇十一（略）

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第三条第二項若しくは第三項、第四条、第二十九条の二第一項若しくは第二項、第二十九条の三、第三十条第一項若しくは第二項、第三十条の二の三、第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項若しくは第三項の規定に違反して書面を交付しなかつた者（新設）

四 第三十条の二第四項、第三十五条の三の三第四項又は第三十五条の三の五第二項の規定に違反して調査に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又はこれを保存しなかつた者

五 第四十条第一項、第二項、第五項から第八項まで、第十一項若しくは第十二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七| 第四十条第三項、第四項、第八項又は第十一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出した者

八| 第四十条第十項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

九| (略)

第五十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした許可割賦販売業者、登録包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第三十五条の三の六十一の許可を受けた者、指定受託機関又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項若しくは第二項（第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）、第三十三条の三第一項、第三十五条の三の二十八第一項、第三十五条の三の五十第一項、第三十五条の六、第三十五条の七第一項、第三十五条の八第二項又は第三十五条の十七の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(削る)

二| (略)

第五十三条の三・第五十四条 (略)

六| 第四十条第三項、第四項又は第十項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出した者

七| 第四十条第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

八| (略)

第五十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした許可割賦販売業者、登録包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第三十五条の三の六十一の許可を受けた者又は指定受託機関の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項若しくは第二項（第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）、第三十三条の三の五十第一項、第三十五条の六、第三十五条の七第一項又は第三十五条の八第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二| 第三十三条の三第一項又は第三十五条の三の二十八第一項の規定に違反して変更登録の申請書を提出しなかつたとき。

三| (略)

第五十三条の三・第五十四条 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十六条第一項(第三十五条の三の三十五又は第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)、第三十五条又は第三十五条の十七の十四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十五条の二・第五十五条の三 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十六条第一項(第三十五条の三、第三十五条の三の三十五又は第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十五条の二・第五十五条の三 (略)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の 三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十 四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、許可、 認可、認定、指定又は技能証明の 事項	課税標準	税率
	一〇百十七 省略	百十八 前払式割賦販売業の許可、包括信用購入あつせん 業者若しくは個別信用購入あつせん業者の登録、前払式 特定取引業の許可、クレジットカード番号等取扱契約締 結事業者の登録又は認定割賦販売協会の認定	一〇百十七 同上
(一) 割賦販売法（昭和三十六年 法律第五十九号）第十一条 （前払式割賦販売業の許可） の規定による前払式割賦販売 の事業の許可	許可件数	一件につき 十五万円	同上
(二) 割賦販売法第三十一条（包 登録件数	登録件数	一件につき	同上
(一) 同上	同上	同上	同上
(二) 同上	同上	同上	同上

百十九〜百六十 省 略	括信用購入あつせん業者の登録)の登録包括信用購入あつせん業者の登録	登録件数	十五万円
	(三) 割賦販売法第三十五条の三の二十三(個別信用購入あつせん業者の登録)の登録個別信用購入あつせん業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 十五万円
	(四) 割賦販売法第三十五条の三の六十一(前払式特定取引業の許可)の規定による前払式特定取引の事業の許可	許可件数	一件につき 十五万円
(五) 割賦販売法第三十五条の十七の二(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録)のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録	登録件数	一件につき 十五万円	
(六) 割賦販売法第三十五条の十八第一項(認定割賦販売協会の認定及び業務)の認定割賦販売協会の認定	認定件数	一件につき 十五万円	

百十九〜百六十 同 上	(三)	同上	同上
	(四)	同上	同上
	(五)	同上	同上

